

3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）	55
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む）	60
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	空港舗装工事	64
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	建築工事	68
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	管水路工事	69
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	畑地かんがい	71
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	ほ場整備工事	72
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	農道工事（舗装工事以外）	74
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	ため池工事	78
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	用排水路工事	81
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	山腹工	83
3	出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	検査員	治山工事	84
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	コンクリート構造物工事，砂防構造物工事，海岸工	88
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	土工事（盛土・築堤工事等）	89
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	切土工事	90
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	護岸・根固・水制工事	91
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	鋼橋工事	92
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	地すべり防止工事	93
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	舗装工事	94
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	法面工事	95
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	基礎工事（地盤改良等を含む）	96
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	コンクリート橋上部工事	97
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	塗装工事（工場塗装を除く）	98
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	植栽工事	99
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	防護柵（網）工事	100
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	標識工事	101
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	区画線工事	102
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	機械設備工事	103
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	電気設備工事	104
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	維持修繕工事	105
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	電線共同溝工事	106
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	通信設備工事，受変電設備工事	107
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	港湾築造工事（海岸築造工事を含む）	108
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）	109
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	ブロック製作工事（ケーソン陸上製作工事を含む）	110
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む）	111
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	空港舗装工事	112
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	建築工事	113
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	管水路工事	114
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	畑地かんがい工事	115
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	ほ場整備工事	116
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	農道工事	117
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	ため池工事	118
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	用排水路工事	119
3	出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	検査員	山腹工	120
4	工事特性 施工条件等		総括監督		121
5	創意工夫 創意工夫		監督員		125
6	社会性等 地域への貢献等		総括監督		127
7	法令遵守等 法令遵守等		総括監督		128

2 施工状況	II 工程管理	監督員
1		
	●評価対象項目 加減点＝4点×該当項目数÷全項目8	73 ○
1	工程管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	74 ○
2	当初工程表が現場条件を反映したものとなっており、クリティカルパスを把握することができた。	75 ○
3	変更工程表が適時に更新されていた。	76 ○
4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	77 ○
5	受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。 遅延を回避する取り組みを行った場合は加点する。結果は問わない。「受注者に直接の原因がない」とは発注者に原因があるケースと受発注者双方に原因がないケースである。以下同じ。	78 ○
6	発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。 契約約款に基づいて発注者から工期短縮の要請があった場合は加点する。	79 ○
7	受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。 受注者に直接の原因がない場合（つまり発注者に原因がある場合と双方に原因がない場合）は、遅れが生じても加点する。逆に受注者に原因がある場合は加点しない。	80 ○
8	現場閉所による4週8休以上を確保している。 ・施工計画書に定めたとおりに休日が確保されている場合に評価する。 ・施工計画書に定めたとおりに休日が確保できなくても、代休日の確保により4週8休が確保されている場合は評価する。	81 ○
9	●評価対象項目d 加減点＝-5点	88 ○
10	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	89 ○
11	●評価対象項目e 加減点＝-10点	90 ○
12	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	91 ○

2 施工状況	II 工程管理	総括監督員
--------	---------	-------

1

	●評価対象項目 加減点＝2点×該当項目数÷全項目7	102 ○
1	行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	103 ○
2	行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	104 ○
3	特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。 特定建設作業に該当しないように低騒音・低振動の機械を使用したこと、休日や夜間を避けるように工程調整を行ったこと、休日や夜間に作業したとしても、その期間を最小に抑えたことを評価する。	105 ○
4	工程管理に不備がなかった。	106 ○
5	災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。 災害復旧工事は該当する。災害復旧工事以外でも、タイトな工程管理が求められる工事は対象となる。	107 ○
6	施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。	108 ○
7	現場閉所による4週8休以上を確保していることに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ・現場閉所による4週8休以上を達成しただけでは評価しない。 ・他の模範となるような取組とは、工程管理に係るBIM・CIMなどのデジタルツールやシステム活用などによるインフラDXの取組、社員教育及びPR活動等をいう。具体的な取組を確認し評価する。	109 ○

	5創意工夫	創意工夫	監督員	
1				
	●評価対象項目			1727 ○
	加減点は1項目あたり1点で、7点が上限。			
1	施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1728 ○
2	設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1729 ○
3	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1730 ○
4	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1731 ○
5	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1732 ○
6	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1733 ○
7	照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1734 ○
8	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1735 ○
9	運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1736 ○
10	支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 セパレーターのかぶりを確保するために、いわゆる「ロングPコン」などを使用した場合は該当する(2019/3/18追加)。			1737 ○
11	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1738 ○
12	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1739 ○
13	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1740 ○
14	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1741 ○
15	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 情報化施工の試行要領(土木部,農政部)で規定する全ての施工プロセスにおいてICTを活用した工事を評価			1742 ○
16	自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 景観に配慮すべき部分に自然石を使用した場合は該当する。			1744 ○
17	自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1745 ○
18	NETISの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1747 ○
19	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1753 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領(土木部、農政部)による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
33	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●
34	品質証明員制度を活用して品質の確保に努めた □品質証明の対象工事及び準ずる工事以外において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容・方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しない。	1771 ○

7法令遵守等	法令遵守等	総括監督員
--------	-------	-------

1

	●評価対象項目 評定点合計に対する減点は下記のとおり。	1790 ○
1	指名停止3ヶ月以上 -20点	1791 ○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点	1792 ○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点	1793 ○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点	1794 ○
5	文書注意 -8点	1795 ○
6	口頭注意 -5点	1796 ○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。	1797 ○
8	その他	1798 ○
9	項目該当なし	1800 ○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	1801 ○
11	【上記で評価する場合の適応事例】	1802 ○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。	1803 ○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	1804 ○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。	1805 ○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	1806 ○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。	1807 ○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	1808 ○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	1809 ○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	1810 ○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	1811 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
21	10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	1812 ○
22	11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	1813 ○
23	12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	1814 ○
24	13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	1815 ○
25	14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。	1816 ○
26	15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。 評価項目「8 その他」で5点減点する。	1817 ○
27	16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1818 ○
28	17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1819 ○
29	18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1820 ○